

令和4年第21回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和4年3月11日（金）午前10時開議

- 日程第 1 議案第13号
住田町認可地縁団体印鑑条例
- 日程第 2 議案第14号
手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第15号
住田町まち・ひと・しごと創生推進基金条例
- 日程第 4 議案第16号
住田町再生可能エネルギー活用基金条例
- 日程第 5 議案第17号
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第18号
住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第19号
住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第20号
岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第21号
住民交流拠点施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- 日程第10 議案第22号
辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第11 議案第23号
教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第12 議案第1号

- 令和4年度住田町国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第13 議案第2号
令和4年度住田町国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第14 議案第3号
令和4年度住田町介護保険特別会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第15 議案第4号
令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第16 議案第5号
令和4年度住田町簡易水道事業会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第17 議案第6号
令和4年度住田町下水道事業会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第18 請願審査報告
請願第4号
再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求める意見書提出を求める請願
- 日程第19 閉会中の継続審査申出
請願第5号
感染症対策としてのワクチン接種の政策評価・公表等の請願
- 日程第20 発委第1号
再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求める意見書
- 日程第21 発委第2号
「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書
- 日程第22 発委第3号
ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議決議

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番 水野正勝君

2番 荻原勝君

3番	佐々木 初雄 君	4番	佐々木 信一 君
5番	佐々木 春一 君	6番	村上 薫 君
7番	阿部 祐一 君	8番	林崎 幸正 君
9番	菊池 孝 君	10番	高橋 靖 君
12番	瀧本 正徳 君		

欠席議員（1名）

11番 菅野 浩正 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神田 謙一 君 教育 長 松高 正俊 君

副 町 長	横 澤 孝 君	総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	山 田 研 君
税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	佐 藤 修 君	企 画 財 政 課 長	菅 野 享 一 君
町 民 生 活 課 長	紺 野 勝 利 君	保 健 福 祉 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	千 葉 英 彦 君
建 設 課 長	佐 々 木 真 君	農 政 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 々 木 光 彦 君
林 政 課	千 葉 純 也 君	教 育 次 長	多 田 裕 一 君

事務局職員出席者

議会事務局 長 松田 英明 係 長 高橋 京美

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（瀧本正徳君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第13号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、議案第13号 住田町認可地縁団体員課員条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第13号 住田町認可地縁団体印鑑条例について、説明いたします。

平成3年4月の地方自治法改正により、一定の区域に住所を有し、その他、地域社会全般の維持や形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体等が市町村の認可を受けて、認可地縁団体となり、土地や建物の所有者として管理していくことは可能となります。

このことから、本町において認可された認可地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定めるため、住田町認可地縁団体印鑑条例を制定するものです。

詳細については、条文に沿って御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

第1条は、本条例の目的を定めるもので、認可地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明に関する事項を定めようとしております。

第2条は、認可地縁団体の登録を受けることができるものを定めております。

第3条は、認可地縁団体の印鑑登録の申請について、第4条は、印鑑の登録について定めております。

2 ページ目を御覧ください。

第5条は、登録できない印鑑について定めております。

第6条は、印鑑登録原票の登録事項の修正について、第7条は、印鑑登録の廃止について、第8条、印鑑登録の抹消について定めております。

3 ページ目を御覧ください。

第9条は、印鑑登録証明書の交付の申請及びその交付について、第10条は、印鑑登録証明書の記載事項等について定めております。

第11条は代理人等による申請に定めております。

第12条は印鑑登録原票、その他印鑑登録または証明に関する書類を閲覧に供することができないことを定めております。

第13条は印鑑の登録または印鑑の証明に関する質問調査について定めております。

第14条は、認可地縁団体の印鑑登録に関する書類の保存期間を定めております。

4 ページ目を御覧ください。

第15条は、行政手続条例の適用除外について定めております。

第16条は、規則への委任について定めております。

この条例は、交付の日から施行することとしています。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

2番、萩原勝君。

○2番（萩原 勝君） おはようございます。

この条文等を見ると、この認可地縁団体というのは、要件として名称、所在地、登録資格の区分、それから代表者の氏名、生年月日、それから印鑑というものが必要なように書いてあるように受け取りました。1点目として、押印廃止の動きもあった中、なぜ印鑑登録とい

うものがこれほど重視されて必要なのかということと、それから2点目として、いろいろ読んでみますけども、この認可地縁団体というのは、そもそも法人格になるというのは分かるんですけども、もう少し具体的に何に役立つのか、どういうふうな活用をされるのかというようなことを伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 今回の認可地縁団体は、財産を所有することができます。そのためには、所有権の登記が必要になります。現在も所有権の登記には、印鑑登録した印鑑が必要になりますので、今回は、その印鑑をきちんと管理する条例が必要ということで制定するものであります。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 私からは2点目の認可地縁団体の目的となりますが、こちらについては、先ほど、平成3年の地方自治法の改正に伴ってということですが、分かりやすく言えば、町内で言えば、自治公民館とかといったところがありますけども、単位とすれば。そこで、公民館の建物、そこが建っている土地を持ちたいといったときに、公民館という名前では持てない状態だったと。誰かの名前でしか持てないとなると、それを引き継いでいかなければならない。そういった状態を公民館といった、先ほど言った認可地縁団体に認定されることで、不動産等の所有が可能になると。それで公民館という単位でそのまま引き継いで財産を所有できるようになるということ、例えば、人が亡くなって相続の関係になったりという、そういったことにとらわれないで財産管理ができるといったところになります。

○議長（瀧本正徳君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） この認可地縁団体というのは、私たちの身近なところのもので、もう少し詳しくお聞きしたりします。

自治公民館でとか、あるいは町内会、その部落会とか、例えば部落の造林組合など多くの人が所有している50年以上も前の植林をした杉山などがあるわけですけども、かつての所有者が既に死亡したりとか、あるいは、相続人の確定に手間や費用がかかったりとかして移転登記が困難になっているという現状が多々ありますが、この認可地縁団体が所有する不動産に係る今回の登記の特例を認められる例というのは、例えば町との分取造林とかそういうところも適応になるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 今の時点での認識とすれば、ならないというふうに認識しております。分収の分は。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） そうしますと、町との分収造林についてはならないと。けれども、部落そのもので持っている、集落で持っているものについては、こういう特例は認められると、適応になるということですね。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 特例ということではなくて、その地域、集落の山といったところで、対象となる財産の中に立木というものもありますので、それを元に認可できるというような規定になってございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） そうしますと、もう一度再確認しますが、町との分収造林の分については適応にはならないけれども、部落事態が持っている所有の山、山林については対象になると。不動産ということですが、土地、建物、それから立木の所有権、抵当権とか登録を要する金融資産というふうに捉えてよろしいわけですね。そこで、その認可地縁団体が所有する不動産、今、挙げたものの適用を受ける要件というのは何項目かあるんですが、それをお示しいただきたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） まず、規約等々ですね。あとは構成員といったものがございまして。あとは、町のほうでそういう手続をするための申請書等がありますので、申請書に付随する証明するものですね。総会をやって議決して受けるようになったよとか、結構多くの書類はありますけれども、先ほど言ったように規約であったりとか、名簿といったところが大きなものになってくるかなと思います。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号 住田町認可地縁団体印鑑条例を採決します。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第13号 住田町認可地縁団体印鑑条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第14号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第14号 手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第14号 手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、住田町認可地縁団体印鑑条例の制定により、認可地縁団体印鑑登録証明書の手数料について、所要の改正を使用とするものです。

それでは、対照表により御説明いたします。

別表第2項、条例に基づく事務に関わる手数料の表の印鑑登録証の次に、手数料の名称、認可地縁団体印鑑登録証明書、手数料の額、1件につき200円の項を加えようとするものです。附則として、この条例は住田町認可地縁団体印鑑条例の施行の日から施行しようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号 手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第14号 手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第15号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第15号 住田町まち・ひと・しごと創生推進基金条例を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第15号 住田町まち・ひと・しごと創生推進基金条例について御説明いたします。

本条例は、本町の地域再生計画である、住田町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業に対する法人からの寄附金を適正に管理し、当該事業の実施に要する経費の財源に充てることを目的に制定しようとするものであります。

条文に沿って御説明いたします。

第1条は、基金の設置について定めております。

第2条は、基金の積立てについて定めているものであります。

第3条は、基金の管理について定めております。

第4条は、運用益金の処理について定めているものであります。

第5条は、基金の振替運用について定めているものでございます。

第6条は、基金の処分について定めているものでございます。

第7条は、委任についてそれぞれ定めているものでございます。

なお、この条例は、交付の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） この、住田町まち・ひと・しごと創生基金に関することですが、これ、企業版ふるさと納税とか、仕事・学びの場と3点セットというような形で考えているんだと思いますが、これ、事前に入手している資料の基金への積立てに係る取扱いという中に、基金に積み立てる時点において、後年度の支出が確実に見込まれるものというようなことが書いてありました。それから、取崩し決定に関しては、寄附金は指定された事業のみに充てるというようなことも書いてあります。そうしますと、この仕事・学びの場のことを考えますと、コンセプトとか設計とかそういうこともまだ私の認識では正式決定がまだなのではという中で、ちょっと矛盾するのではないかなというようなことを考えたんですが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） この条例につきましては、今、議員の御質問の仕事・学びの場も含まれた事業に関しても対象にはなりますが、住田町の創生推進計画、こちらについては総合計画の前提に則っているものですので、その計画に沿った多種多様な事業でございます。農林含めていろんな事業がございますので、その中の事業に該当するものについて基金として造成できるという形ですので、仕事・学びの場のためだけの基金ではないということは御理解いただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 今、説明を受けましたけども、仕事・学びの場に関しても含まれているということなんで、その仕事・学びの場に関するふるさと納税、仕事・学びの場に関してはどうなんでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 仕事・学び場の事業に関しましては、令和2年度から本町団地の跡地利用計画ということで進めている内容でございます、そちらについては御説明し

つつ、仕事・学び場という、何というんですか、跡地利用の実施する事業の名前としましては、仕事・学び場を中心とした内容も整備しながら、もちろん震災の後方支援のほうも伝統といったものを整備してといったところで進めてきているところでございますので、そちらを、そのとおり事業を進めさせていただいてということでございます。

○議長（瀧本正徳君） 萩原勝君。

○2番（萩原 勝君） 質問いたします。

基金に積み立てる時点で、後年度の支出が確実に見込まれるもの、寄附金は指定された事業のみに充てるということとの、何ていうんですか、矛盾点はないのかというようなこと。それから、今も御答弁でありましたけど、ある時点で名称が変わったわけですね。仕事・学びの場に。そういうこととか、それから企業版だけに仕事・学びの場がくっついてるといような認識の役場の方もいたりして、役場内で情報共有がなされてなかったとか、そういうような反省点もあるように私は感じておりますので、この件に関して、十分、何ていうんですか、いろいろなことを立て直しながら仕事を進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） まず、この条例の目的は先ほど申し上げたところでございますし、企業版ふるさと納税そのものが、もともと一定の事業に対する寄附ということになります。もともとの目的に合った企業からいただいたものなので、こちらの好きなように使うということとはできないという趣旨のものでございますので、町のほうとしても今回御質問の仕事・学び場もそうですけども、他の事業に対しても、この事業に対してというような形で寄附を受ける形になってるとい制度でございますので、そちらの制度の内容については御理解いただければと思いますし、おっしゃる疑問の内容につきましては、いろいろ質問もいただいているところでございますし、まだ、住民との説明についても、また不十分であるという御指摘もいただいているところでございますので、そういったところも進めながら、納得性の高い事業を推進していけるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 今、2番議員がいい指摘をされたと私、思います。いずれ、このまち・ひと・しごと創生基金の設置に当たっては、地域再生計画と大きな計画があるわけですね。まち・ひと・しごとの中の総合計画があつて、それで、この地域再生計画をつくってこの対象なつてるのが、仕事・学びの場創出事業ということで、現在のところは、この目的に

沿った事業単位と、特定のもののみに限定されるということで、やはり仕事・学び場創出事業ということになるわけです。私は、この目的は大賛成だというふうにも今までも話をしているわけですが、あそこの場所であるとか、今までの進め方、それに問題があるというふうにも御指摘をさせていただいているわけです。これ、基金該当事業のみということになっておりますが、この仕事・学び場のほかに事業の対象として何か挙げているものがあるんですか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 今のところは、こちらの1点になりますが、今後、様々な部署の再生計画に沿うような事業については、こういった事業を活用しながらやっていこうと考えてございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 今のところはということですが、それ以外は今のところは考えていないと、そういうことですね。それで、基金の積立額についてお尋ねしますが、国の運用ルールでは、基金の積立額に占める寄附金の割合を10%未満としなければならないというふうになっておりますが、逆に言いますと寄附金の目安を3,000万円ということにしておりますので、そうしますと、基金の積立額の目標というのは3億円以上ということを目録の見込んであるということでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 今、議員の方から10%という積立ての割合をおっしゃいましたが、うちのほうでは10割未満というような規定を確認させていただいているので、国からの通知ですね。なので、1,000万円ということであれば、1,001万円以上は積み立てるというような、そういう必要があるという認識でございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 国の運用ルールということで書いてあるわけですが、基金の積立額に占める寄附金の割合。寄附金の割合を、今、3,000万円というふうにしてるんですね、町では。3,000万円です。ということは、3,000万円の10%ということは、3億円以上の基金の積立てを目標とするということではないでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 先ほども申しましたとおり、議員のほうでは総事業費の10%というような認識ということでの御質問かと思いますが、うちのほうでは国からの通知としましては、事業費というか寄附金、事業費の10割未満、基金が10割未満になるよう

にということで、例えば、寄附金の目標が1,000万円であれば、1,001万円以上は積んでくださいよというような認識で捉えておりましたので、事業費として今おっしゃった3,000万円が10%なので3億円なのかということでございますが、もちろんそうではございません。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号 まち・ひと・しごと創生推進基金条例を採決します。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第15号 まち・ひと・しごと創生推進基金条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第16号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第16号 住田町再生可能エネルギー活用基金条例を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

農政課長、佐々木光彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（佐々木光彦君） 議案第16号 住田町再生可能エネルギー活用基金条例について御説明いたします。

現在、株式会社グリーンパワーインベストメントが住田町と遠野市において住田遠野風力

発電事業を実施しており、その計画の中で、売電収益の一部を地域の農林業の発展に寄与する事業に対して寄附することが合意されていることから、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画による再生可能エネルギー発電施設を整備された地域での、農林漁業の発展に資する取組等を支援する経費の財源に充てることを目的に住田町再生可能エネルギー活用基金条例を制定しようとするものであります。

第1条は基金の設置について、第2条は基金の積立てについて、第3条は基金の管理について、第4条は基金の運用益金の処理について、第5条は基金の繰替運用について、第6条は基金の処分について、第7条は委任について、それぞれ定めようとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号 住田町再生可能エネルギー活用基金条例を採決します。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第16号 住田町再生可能エネルギー活用基金条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第17号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第17号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

総務課長 山田研君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山田 研君） 議案第17号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、妊娠、出産、育児等と、仕事の両立支援のため、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を義務づけるとともに、非常勤職員に関する規定等について必要な事項を定めるものであります。

それでは、対照表により説明をいたします。

第1条は、条例の趣旨で、育児休業法（以下「法」といいます。）の引用条項の追加と文言の適正化をしようとするものであります。

第2条は、継続雇用の見込まれる非常勤職員を育児休業の対象としようとするものであります。

2ページを御覧ください。

第2条の2は、引用条項の整理をしようとするものであります。第2条の3は、法第2条第1項の条例委任により、非常勤職員の育児休業の末日を、子の1歳到達日から1歳6か月到達日までの期間で規定しようとするものであります。

3ページを御覧ください。

第2条の4は、法第2条第1項の条例委任により、非常勤職員の育児休業の末日を子の2歳到達日とする場合を規定しようとするものであります。第2条の5は、前2条の追加に伴う繰下げ及び文言の適正化をしようとするものであります。

4ページを御覧ください。

第3条は、法第2条第1項の条例委任により、再度の休業ができる特別の事情を追加しようとするものであります。

第4条は、法第3条第2項の条例委任により、期間を再度延長できる特別の事情として、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面、その実施が行われないうことを追加しようとするものであります。

第8条は、育児休業をした職員が職務復帰した際の復職調整に関する規定から、会計年度任用職員を適用除外しようとするものであります。

5 ページを御覧ください。

第10条は、法第10条第1項の条例委任により、1年以内に再度の育児短時間勤務ができる特別の事情の追加及び文言の適正化をしようとするものであります。

第11条は、育児短時間勤務の勤務形態について、追加及び条項の整理をしようとするものであります。

6 ページを御覧ください。

第13条及び第14条は、文言の適正化をしようとするものであります。

第17条は、第2項の追加に伴う整理及び継続雇用が見込まれる非常勤職員を部分休業の対象としようとするものであります。

第18条は、第3項の追加に伴う整理及び非常勤職員の部分休業の承認時間を規定しようとするものであります。

7 ページを御覧ください。

第19条は、文言の適正化を行おうとするものであります。

第21条、第22条は育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の任命権者への義務づけをしようとするものであります。

次に、附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

これで、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上薫君） 現状、確認をさせていただきたいと思います。男女共同参画社会ということで、今、言われているわけですが、男性職員の育児休業の取得状況と取得方法は、今どういう形になっているのかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山田 研君） 男性職員の育児休業でございますけれども、結構以前になりますけれども取得した職員1名ございました。申請については通常通りの申請で処理をしているところであります。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上薫君） 第22条のところを見ますと、勤務環境の整備に関する措置ということで、次に掲げる措置を講じなければならないということで、1番目に職員に対する育児休業に関する研修の実施、それから2点目の育児休業に関する相談体制の整備、（3）にその他育児休業に係る勤務環境の整備に係る措置というふうに挙げられているわけですが、現在、例えば町のほうでは育児休業にかかる研修ですとか、あるいは相談体制、勤務環境の整備というのは、どのような形で行われているのかお尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山田 研君） まずは、研修の部分でございますが、育児休業に関する研修ということで、現在のところ、特に特価した研修は実施をしてございませんが、男女共同参画計画等々におきまして、職員の意識改革のほうは図っているという状況でございます。

相談体制のほうでございますが、小さい役場ですので、気軽に相談できる体制になっているのかなということは感じてございます。これに関しても、条例改正併せまして、さらなる体制の整備、図っていきたいと考えています。

職務環境の部分でございますが、これにつきましても、常日頃から職員の働きやすい環境ということで努めているという認識を持ってございます。こちらにつきましても、育児休業に特化した部分でもさらに環境の整備進めていくというふうなことで考えております。

以上であります

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上薫君） 今、新型コロナかでのいろいろな働き方改革が求められているわけですが、例えば取得の方法に、在宅勤務、リモートワークとかそういう、県の職員を見ますと、週に2日は、部署によっては在宅勤務でもいいよと、逆に進めているようなところがあります。この辺のところの考え方はいかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山田 研君） コロナ禍ということで、在宅勤務、非常にこれからの働き方としては目指す方向なのかなと考えているところでございます。ただ、データの持ち出しの部分で、かなり吟味して進めていかなければならないという部分ございます。その点をクリアしながら、ハード等の整備、将来に向かって検討していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第17号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第18号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、議案第18号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第18号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の改正は、傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間が、令和4年6月30日までに延長されることとなったことから、傷病手当金の支給を始める日について、所要の改正をしようとするものです。

それでは、対照表により御説明いたします。

附則の傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から令和4年3月31日までを、傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から令和4年6月30日までと改正しようとするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第18号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第19号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案第19号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 議案第19号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、支援員に関し、従来の「研修を修了したもの」に「研修の修了の見込みのもの」を加えることにより、組織の経営などを円滑にするものです。

対照表により説明いたします。

今回の改正は、第10条第3項放課後児童支援員の要件について「研修を修了したもの」に「研修を修了したもの、または修了見込みのもの」を追加するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

2番、萩原勝君

○2番（萩原勝君） この、「修了または修了見込みのもの」というように変えるということなのですが、これは猶予期間を取るということだと思うんですが、どのくらいを見込んでいるのかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 1年以内を見込んでおります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第19号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第20号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第20号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山田 研君） 議案第20号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて説明いたします。

令和4年3月31日をもって解散する陸前高田市及び大船渡市営林組合について、同日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させること及びそのことに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

2枚目を御覧ください。

別紙は、岩手県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約で別表第1を表のとおり改め、別表第2から陸前高田市及び大船渡市営林組合を削除しようとするものがございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第20号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第21号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、議案第21号 住民交流拠点施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長（佐々木光彦君） 議案第21号 住民交流拠点施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、提案理由を説明いたします。

住民交流拠点施設は、地域の歴史や伝統文化等地域資源を生かし、中心地域の魅力を高めるとともに、住民交流によるにぎわいと回遊性の高い環境を整備するための拠点として平成28年に設置され、民間活力により施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため指定管理者制度を導入してきたところですが、現行の指定管理が令和4年3月31日で終了いたしますので、新たに指定管理者を指定しようとするものであります。

指定管理者の公募につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき行っております。公募の結果、1社から申請があり、指定管理者候補者選定委員会における審査におきまして、設置目的に合致した管理運営を行い、これまでの活動で関係交流人口の創出や多くの利用者確保など着実な成果を上げていること、新たな事業計画につ

いても、地域のニーズに応じた新しい取組の計画などの創意工夫が見られ、今後も意欲的な活動が期待できることが評価されたことから、選定された指定管理者候補者を指定管理者として指定しようとするものであります。施設の名称は、「住民交流拠点施設」、指定管理者候補者は、岩手県気仙郡住田町世田米字松ヶ平4 1番地4「一般社団法人SUMICA」、指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君

○2番（荻原 勝君） 1点伺います。

このSUMICAさんと、それからここに一緒に併存している世田米地区公民の関係について伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 暫時、休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長（佐々木光彦君） それでは、お答えいたします。

世田米地区公民館につきましては、住民交流拠点施設の中の1スペースを間借りしているような形となります。地区公民館のほうでは1人、人を配置しているようでございますけども、会議等の際に住民交流拠点施設の一角を会議室として借りながら会議をしたりというような活動をしているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） そうすると、間借りしている方が管理されているということになるのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 地区公民館の主事は、地区公民館の主事として教育委員会から辞

令をいただいてやっておりますので、管理されているということはありません。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 地域に根差した活動中心の世田米地区公民館と町外とのネットワークなど総合的なノウハウを持つSUMICAさん。そして、レストランケラッセという混交状況が、住民にとってのまち家世田米駅を分かりづらくしているのではないというふうに思います。町に対しては、蔵も含めてこういう状況、総合的に考えて管理して行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長（佐々木光彦君） 住民交流拠点施設につきましては、町外の方だけをターゲットにしているわけではございませんので、もちろんその町民の交流という部分も主眼としてはあるわけでございますので、そういうコミュニティー施設が住民交流施設の中で活動しながらしていくという部分も一つの意義としてはあると思っておりますので、互いに相乗効果といいますか、理解をしながら住民交流拠点施設の中で活動をしていただければいいのではないかと、そういうふうに考えているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号 住民交流拠点施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを採決します。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第21号 住民交流拠点施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第22号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、議案第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを御説明いたします。

初めに議案書の3枚目、津付辺地総合整備計画変更新旧対照表を御覧ください。

今回の変更は、観光・レクリエーション施設の事業費総額の増に伴う、下線部分の変更でございます。観光・レクリエーション施設につきましては、事業費の5,131万2,000円を8,516万2,000円に変更し、これに係る辺地対策事業債予定額は、8,110万円とするものであります。

詳細につきましては、議案書の2枚目、総合整備計画の変更理由書を御覧ください。

では、2枚目の2、第1次変更となりますが、（1）の種山ヶ原水道施設整備事業は、実施設計により事業費が増となったものです。（2）種山ヶ原森林公園木道等整備事業は、現時点までの実績見込み額を反映したことにより事業費が減となったもので、辺地対策事業債予定額については、他の財源を充当したため減となったものです。

なお、この計画変更につきましては、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条の規定によりまして、あらかじめ岩手県と協議し、議会の議決を経て総務大臣に提出しようとするものであります。既に県との協議は「異議のない」旨、令和4年2月4日付で回答を得ているものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分

◎日程第11 議案第23号

○議長（瀧本正徳君） 日程第11、議案第23号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に事案を朗読させます。

○事務局長（松田英明君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第23号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて御説明をいたします。

現教育委員菊池恵氏の任期が令和4年3月31日をもって満了となり、御退任の御意向で

ございます。菊池氏におかれましては、平成24年10月1日から3期9年半の間、本町の教育行政の発展に御尽力をいただき、ここに改めて敬意と感謝を申し上げます。

後任の委員といたしましては、小野香江氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

小野氏は世田米字世田米駅にお住まいで、現在47歳であります。専門学校を御卒業後、盛岡市の保育園や滝沢市の障害者授産施設などの勤務経験がおありで、平成26年からは世田米学童クラブで放課後児童支援員として御活躍中でございます。学童クラブで多くの児童やその保護者と接しておられることから、町内の子育て世代が抱える悩みをよく把握されており、行政に子育て現場の生の声を届けてくださることと思います。

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有するものと規定されており、小野氏はまさに適任であります。

本町教育行政に対し、貴重な御提言をいただけるものと期待しているところでございますので、任命に当たり議員各位の同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、提案とさせていただきます。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 今回の教育厚生委員の任命に関しては同意するものですが、一つ私、危惧していることがあります。教育委員の選任についてでございますが、今まで教育委員の中には、校長先生とかそういう教育界の事情に通じている、あるいは教育界の人脈があって幅広い情報を得られるという方も入っておったわけですが、最近見ますと、この委員にその教育界の専門家が入っていないというのが少し心配になっているところがありまして、今後のことでございますけども、ぜひ参考に私の意見をしていただければというふうに思います。これは私のほうの要望でございますので、よろしいです。

○議長（瀧本正徳君） 質問ではないということですのでいいですね。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第23号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第23号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第12 議案第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第12、議案第1号 令和4年度住田町一般会計予算、日程第13、議案第2号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第14、議案第3号 令和4年度住田町介護保険特別会計予算、日程第15、議案第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第16、議案5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計予算、日程第17、議案第6号 令和4年度住田町下水道事業会計予算を一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長より審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○事務局長（松田英明君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、高橋靖君。

○予算審査特別委員会委員長（高橋 靖君） 去る3月4日、本委員会に付託されました令和4年度住田町一般会計予算、各特別会計予算及び事業会計予算の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

予算審査特別委員会は3月4日の本会議で設置され、委員長に私、高橋靖、副委員長には荻原勝君が選出されました。委員会の審査結果につきましては、ただいま事務局長が朗読し

たとおりであります。

私から代表的なものについて申し上げます。

本予算は一般会計総額46億円であり、前年比5.2%減少しております。これは有線テレビジョン放送施設工事、高齢者福祉センター改修等の終了が要因であります。特別会計は国民健康保険6億3,973万7,000円で、ほぼ前年と同じであります。介護保険の保険事業勘定は9億9,944万7,000円で、前年比2.4%の減、介護サービス事業勘定は211万円、前年度比39.7%の増であります。後期高齢者は8,994万4,000円で、前年度比13.7%の増加であります。増減については、人口構成によるものと思っております。

次に、事業会計予算ですが、簡易水道事業は事業収益1億4,649万7,000円、事業支出1億4,308万2,000円であります。資本的収入は7,803万5,000円、資本的支出9,651万4,000円であります。下水道事業は事業収益1億3,187万9,000円、事業支出1億2,600万2,000円です。資本的収入4,195万4,000円、資本的支出5,698万3,000円あります。

国は地方への財源総額を増加しているところではありますが、地方財政は依然として厳しい状況であります。本町においては人口減少と少子高齢化社会となり、行政サービスは多様化し、自治体の役割はますます大きくなっているところです。さらに、グローバルな時代、混沌とした社会情勢が住民生活にも大きな影響を及ぼす今日であります。小さな自治体が安心安全な社会、住みよい社会を構築するのは大変な労力を要するところあります。社会の動向を注視し、時宜を得た対応を望むものであります。

審査における質疑及び答弁の内容については、各委員御承知のとおりでありますので、省略させていただきます。総じて、審査中、各事業への指摘や貴重な意見も多く出されました。今後の予算執行に当たっては、十分にしんしゃくされ、対処されることを望むものです。

審査の結果は、令和4年度一般会計予算、特別会計予算、事業会計予算は賛成多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） 委員長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

1 番、水野正勝君。

○1 番（水野正勝君） 1 番、水野正勝であります。

令和 4 年度住田町一般会計予算について、反対討論を行います。

新年度当初予算におきまして、5 歳から 11 歳を対象とした新型コロナウイルスワクチンの小児接種に関わる予算が含まれていることから、反対の立場を取らせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの小児接種に反対の理由は 2 点であります。

1 点目は、健康な子供に新型コロナウイルスワクチンを接種する意義と必要性がないことでもあります。ワクチンの一番の目的は、感染による重症化や死亡を防ぐことにあります。しかしながら、子供の新型コロナウイルスによる感染は、無症状化か軽症で自然に治癒することが多く、重症化するリスクは著しく低いため、死亡するリスクはほぼありません。2022 年 1 月 21 日時点の厚生労働省のデータによりますと、未成年者のコロナ感染死はこれまでに 4 名おりますが、そのうち 3 名はもともと重度の基礎疾患があったことが分かっています。そして、もう 1 人は事故で亡くなり、その後の PCR 検査で陽性反応が出たことから、コロナ死扱いとされています。

令和 4 年 2 月 10 日に開催された厚生労働省厚生科学審議会では、子供へのコロナワクチンによる予防効果の根拠は未確定との結論が出されており、子供へのワクチンを接種することによる家族や同居高齢者等への感染予防効果や重症化予防効果においても、それを裏づける明確な根拠はいまだ存在していないものと捉えます。

先月 28 日に発表された全国有志医師の会による新型コロナウイルス感染症対策に対する共同声明の中では、日本に現存するワクチンは第 5 波までの武漢型ウイルスに対応するもので、変異株への効果は不明であり、昨今のブレイクスルー感染の多さからも効果が低下していることは明白であると述べられ、接種後のスパイクタンパクによる血栓症や心筋炎などの危険性にも触れながら、子供への接種の即時中止を強く求めています。これらの理由により、健康な子供にワクチンを接種する意義と必要性はないものと考えます。

2 点目は、新型コロナウイルスワクチンの中長期的な安全性が担保されていないことでもあります。現在、使用されている新型コロナウイルスワクチンはメッセンジャー RNA ワクチンという人類に初めて使用されている新しい機序の薬剤であります。緊急時の使用許可を得た特例承認医薬品に位置づけられており、医薬品添付文書の左上には劇薬と記載され、上段の説明文におきましては、本剤は特例承認されたものであり、承認時において長期安全性に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集中であると明記されてい

ます。実際に、治験は今も継続中であり、現在は第四層臨床試験中であります。

このようなコロナワクチンの特例承認医薬品としての実情を踏まえ、厚生労働省は審議結果報告書の中に、接種後、長期の十分な安全性データが得られていないことには留意が必要であるとの記載をしております。ワクチンの安全性を確認する手続を特例承認で省略したため、厚生労働省も今後数年にわたって何が起こるか分からないまま接種を押し進めているのが現在の状況であります。

国内におけるワクチン接種後の有害事象疑いとして、医師が厚生労働省に報告した事例によりますと、2022年1月21日時点で、死亡者数は1,444名、重症者もしくは重篤な症状が出た患者数は6,349名であり、そのうち未成年者におきましては、副反応が1,606名、重篤者は387名、後遺症8名、死亡者5名となっています。いずれも厚生労働省のホームページにて確認できる情報であります。

海外に目を向けますと、米国におきまして、5歳から11歳のメッセンジャーRNAワクチンの副反応調査が公表されており、調査対象者数はファイザー1回目4万2,504名、2回目2万9,899名、集計期間は2021年11月3日から12月19日の約1か月間です。主な有害事象として、痛み、発赤、腫れ、かゆみ、だるさ、頭痛、発熱など様々な症状が報告され、特にも注目すべき点は、1回目接種者のうち5.1%、2,167名が、2回後、7.4%、2,217名の子供が日常生活に支障を来している。そして1回目接種後、7.9%、3,357名、2回後、10.9%、3,259名の方が学校へ登校できないといった報告がされています。

これらを踏まえまして、未成年者においては明確なまでに新型コロナウイルス感染による被害よりも、新型コロナワクチン接種後の有害事象疑いのほうが上回っているものと捉えます。今後、何十年と先の将来があり、心身の健やかな成長とともに、これからさらに人体の仕組みも変化していく子供たちへの医薬品は、成人はもとより高齢者に対するものよりも厳しい基準をクリアした特段安全で安心なものでなければならないと思います。したがって、こうしました新型コロナウイルスワクチンの実態を踏まえ、未成年者への中長期的な安全性はいまだ決して担保されていないものと考えます。

以上、2点の理由により、5歳から11歳を対象とした新型コロナウイルスワクチンの小児接種の実施に反対をするとともに、当事業予算が令和4年度一般会計予算に含まれていることから、反対の立場を取らせていただきます。議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 令和4年度一般会計当初予算案に反対の立場から討論をさせていただきます。

反対の事業は、仕事・学び場創出事業であります。令和4年度一般会計当初予算案に本事業が含まれていることから反対をするものです。予想事業費は現在で約1億2,200万円ほどになっております。今後、恐らくこれも膨らんでいくかと思っております。

反対の理由を申し上げます。まずは、担当されている課、担当者には本当に一生懸命やっただけだということ、感謝申し上げます。本議案に反対をせざるを得ない理由でございます。本議会に議案を上程する以前の段階にあるというふうに考えております。仕事・学びの場創出事業の議会への説明は、ちょうど1年前の令和3年3月2日、この3月議会一般質問初日終了後の議会、議員全員協議会の場合でした。その2日後が予算審査特別委員会です。その事業の内容の予算は既に印刷された令和3年度一般会計当初予算案に載っており、議会はこの事業について十分な議論を尽くすいとまがなかったというのが現実であります。議論を尽くすべき議会軽視と言わざるを得ません。当局の議会に対する姿勢は誠に遺憾であります。

反対の理由の詳細であります。7点ございますので少し長くなりますが御了承ください。

1点目は、町当局はふだん町民との協働が必要とっております。本事業の予算化する前に、地元本町や関係機関、議会との十分な協議がなされず、本事業を進めようとしております。今まで行ってきました上有住地区公民館、あるいは現在進行中の滝観洞受付等建築に当たって、町のほうで進めている手法とは少し異なって、拙速といいますか、それが垣間見えます。こう決まりましたではなくて、このように考えていますが、皆さんとともに話し合いたい、そういうことでなくては町民との信頼関係は築けないと思っております。

2点目です。仕事・学び場創出の目的には、兼ねてから私は賛同をいたしております。光ファイバー網は全国に先駆けて張り巡らし、各家庭でのネット環境や防災行政無線、住田テレビの放送など、これは高い評価を値するものであります。しかしながら、今までしてきたとおり、その後のテレワーク等の生かし方がなされておりました。先行する自治体はもう10年も前からやっております。やるからには、こういう先行する自治体に負け

ない魅力のあるものとし、選ばれる住田町にしなければならないと思います。今までの説明を聞く限り、その研究が不足しているのではないのでしょうか。

3点目、収支計画は事業計画とともに、事業の可否を判断するための最も重要な計画です。再三の求めでやっと出てくるようでは、事業そのものが危ういと言えます。人件費2人分で800万円を含めず、地域おこし協力隊雇用による国の交付税措置を当てにした黒字であり、国の施策は継続保証はなく、厳しい現実を直視したものではないと思います。

4点目でございます。本事業を本町団地に計画する理由として、大震災の後方支援や仮設住宅等の震災の記憶と記録を後世に残す。2点目に被災者支援に関わっていただいた企業、団体等とのつながり、継続、輪を広げる、を挙げております。テレワーク利用者、ユーザー側に立った視点が欠けているのではないのでしょうか。本事業の目的である仕事・学び場の創出はこれから町がやらなければならないデジタル変革と軌を一にするものです。単につくるのではなく、これから到来するローカル5Gの時代やデジタル変革の視点からどういうまちづくりをするかと、そういう構想こそが重要なのだと思います。

5点目であります。町がこれから計画する蔵等のまち家フル活用計画や生活改善センターと農林会館を含む庁舎周辺整備計画というのを整合性や利便性、採算性、並びに過少であります。新昭和橋完成後の世田米商店街のにぎわい創出等の観点から、十分な議論が尽くされておられません。

6点目です。仮設住宅17棟のうち10棟分の木材を再利用するという考えのようです。既に11年も経過し、傷みも激しい解体した木材を使う設定であることから、プランニング自体に自由度がなく、魅力的な建築物になっていないと思います。森林林業日本一を目指す町にふさわしい庁舎、住田分署、上有住地区公民館に次ぐ木造建築のランドマーク的建築物とすべきではないのでしょうか。

7点目です。最後になりますが、当町の人口減少と過疎化がますます進む現状から、人的、物的資源の選択と集中を図らなければなりません。事業が成功する一つは、完成後の維持管理費が安く、管理が容易であること、他の既存施設との相乗効果が見込まれること、町民との交流が容易であること等が挙げられると思います。その点の考慮が欠けているのではないのでしょうか。まち家世田米駅、これは提案になりますけども、土蔵二を解体し、その跡地にスペースを考慮し、総2階建ての仕事・学び場の木造建築を建て、1階に共用スペース、サテライトオフィス、2階にシェアハウスを配置する等の考えがあってもよいのではないのでしょうか。住みかと連携し、同指定管理により経費節減を図り、まち家世田米駅との連動によ

り、すみカフェ、k e r a s s e や和室、簡易宿泊施設、蔵四のギャラリー等の利用と相乗効果を上げ、今、窮状にあえぐ商店街の活性化を図ることが重要と考えます。駐車場不足については、新しい昭和橋を生かした散策コースで生活改善センター駐車場を利用する等の方法も考えられると思います。訪ねてきたくなる町の魅力を高めることを第一に据えて、住田町をすてきに変える、そういうコンセプトを掲げて活動することが重要と思います。

以上の7点の理由から、仕事・学び場の場創出事業に係る令和4年度一般会計当初予算案に反対をするものであります。議員諸氏の御理解を賜り、御賛同をお願いをするものです。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 7番、阿部祐一であります。

令和4年度住田町一般会計予算、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計予算、簡易水道及び下水道事業会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がとどまることなく続き、オミクロン株の感染が第6波となり、県内で猛威を振るっております。いまだに、本来の日常生活に程遠く、経済的な打撃をはじめ、社会生活に様々な影響がもたらされました。本町においても、新しい生活様式の実践や健康意識の向上に努め、新型ウイルス感染症が1日も早い収束に向かうよう、町民と町が一体となった最善の対策が求められます。

さて、令和4年度予算案につきましては、衣食住の充実を掲げる神田町政は、人口減少や少子高齢化など多くの課題がある中で、町民の福祉向上を願い、支え合う共生のまちを実現するために取り組んでいるところでございます。予算審査特別委員会においては、3日間にわたり慎重審議が行われました。一般会計の総額は46億円で、前年度より2億5,000万円減少しております。町の財政状況は健全化が図られておりますが、近年の大型公共施設の建設に伴い、交際費が高い割合のままに推移しております。歳入においては、自主財源である町税は前年度より僅かに減少の見込みであり、地方交付税や国庫支出金などの依存財源に支えられる予算編成となっております。コロナ禍が続く中で、地場産業の体質強化とふるさと納税へのさらなる取組の強化が求められると感じます。

次に、主な歳出としては、今後のデジタル変革に向けて、役場庁舎の情報化を図る新事業のデジタルフォーメーション推進事業の取組が挙げられます。

新型ウイルス感染症の対策です。本年に入り、今現在もコロナウイルスが猛威を振るって

おります。町内においても、教育・保育施設への広まりも見られました。65歳以上の高齢者の3回目の接種は終わるところでございますが、今後の感染拡大を防止することとして、1日も早くコロナ感染から抜け出すためにも、来年度における予防ワクチン3回目の接種が早急に実施されることを望みます。また、同時に5歳から11歳までの子供への接種が行われる計画となっておりますが、子供さんに接種するかしないかは、あくまでも保護者の方々の判断に委ねられております。町当局においては、保護者の方々に丁寧な説明をしながら、予防ワクチン接種に対応していただきたいと思っております。

仕事・学びの場創出事業につきましては、東日本大震災の後方支援や復興支援の核となった応急仮設住宅を生かし、震災以降として活用するものであります。これまでの被災地支援に関わった企業やNPO団体等とのつながりを生かし、当町における交流人口の拡大や関係人口の創出につなげてほしいと思っております。学びと仕事の場のコンセプトを生かし、リモートワークやテレワークの拠点となり、町民との交流を生かし、相互に関わることで新しい仕事や雇用の創出につながることを期待するものであります。

農業関係では、産業振興を目指し、地域おこし協力隊設置事業により、仕事の学びの場の創出事業への取組、観光振興ストロベリープロジェクトが挙げられ、また耕畜連携を目指し、鶏ふんペレットを堆肥として利用する飼料作物実証試験事業にも取り組むとしております。

林業では、森林経営管理制度事業による森林の航空レーザー測量を実施し、町内における森林情報データの整備に努めることとし、住田町の自主財源の基となる町有林の造成事業も継続して実施されるべき事業であります。

教育環境の整備では、町独自の地域創造学の研究開発に取り組み、住田高校の魅力化にも努めるものです。

特別会計における国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療は団塊の世代が75歳を迎えることから、ニーズがますます高まると感じます。的確な対応を求めていくものと思われま

す。

下水道や簡易水道の2つの特別会計も企業会計への移行が進み、減価償却資産への適切な管理と運営が求められます。

これまで来年度事業の一端を申し上げましたが、総じて限られた予算の中で優先度に応じ、町民のニーズに合わせた予算が生まれ、住民の福祉施策の実現を目指し、意欲のある予算編成であると評価します。町民との協働を推進し、住みたい町住田へと進んでもらいたいと思

以上のことから、令和4年度全ての予算案に賛成するものであります。議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 令和4年度住田町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 令和4年度住田町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 令和4年度住田町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号 令和4年度住田町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 令和4年度住田町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 令和4年度住田町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決さ

れました。

これから、議案第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号 令和4年度住田町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 令和4年度住田町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 令和4年度住田町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 請願審査報告 請願第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第18、請願審査報告 請願第4号 再審法（刑事訴訟法の再審

規定)の改定を求める意見書提出を求める請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○議会事務局長(松田英明君) [事務局長朗読]

○議長(瀧本正徳君) 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、高橋靖君。

○総務教民常任委員長(高橋 靖君) 請願第4号 再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改定を求める意見書提出を求める請願について。

令和4年3月2日、第21回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第4号 再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改定を求める意見書提出を求める請願について、審査の経過と結果を報告します。

請願者は、大船渡市末崎町神坂40の4、日本国民救援会気仙支部、野里征彦氏であります。

紹介議員は、佐々木春一議員であります。

本請願が求めている内容は、冤罪被害者の救済として最後の砦となる再審について、まず検察手持ちの証拠の全面開示、そして再審開始決定に対する検察の不服申し立て(上訴)の禁止を内容とする刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書を国へ提出されたというものであります。

3月4日に当委員会を開催し、委員出席の下、審査し、当委員会で採択すべきとの意見が委員全員からあり、当委員会の審査結果を採択と決定いたしました。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(瀧本正徳君) これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(瀧本正徳君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

○議長(瀧本正徳君) 原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(瀧本正徳君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、請願第4号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求める意見書提出を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、請願第4号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求める意見書提出を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第19 閉会中の継続調査申出 請願第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第19、閉会中の継続調査申出 請願第5号 感染症対策としてのワクチン接種の政策評価・公表等の請願を議題とします。

総務教民常任委員長より目下委員会において審査中の事件について、住田町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第5号 感染症対策としてのワクチン接種の政策評価・公表等の請願は委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第20 発委第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第20、発委第1号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を

求める意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○事務局長（松田英明君）〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 提出者の趣旨説明を求めます。

総務教民常任委員長、高橋靖君。

○総務教民常任委員長（高橋 靖君） 発委第1号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求める意見書について、発委案の朗読をもって趣旨説明といたします。

再審は、誤って冤罪とされた冤罪の被害者を救済することを目的とした制度であり、冤罪被害者は速やかに救済されなければならない。しかし、現行の再審制度は、再審請求手続における全面的な証拠開示が義務づけされていないことや、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てが認められていることによって再審決定が長期化するなど、制度が十分に保障される仕組みになっていない。再審開始決定を終えた事件の多くでは、開示された証拠が再審開始の判断に影響を及ぼしており、再審請求の手続における証拠開示の制度の重要性は明らかである。しかるに、証拠開示に関わる明文の規定は存在せず、裁判所の裁量に委ねられている。平成28年に改正された刑事訴訟法の附則において、政府はこの法律の公布後、速やかに再審請求時における証拠の開示についての検討を行う旨が定められており、その制度化を早急に行うことが求められている。また、検察官が再審決定に不服がある場合には、再審の場において、そのような主張を行う機会が保障されているものであるから、再審請求手続の長期化を招く不服申し立ては御内用にすべきである。よって、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、次の事項について、刑事訴訟法を速やかに改正するように要望する。

記

1、再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。

2、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てができないように制度を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月11日、住田町議会議長、瀧本正徳。

意見書を提出する機関は、衆議院議長、細田博之様ほか関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

○議長（瀧本正徳君） 原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、発委第1号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求める意見書を採決します。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、発委第1号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

もう少し、続きます。

◎日程第21 発委第2号

○議長（瀧本正徳君） それでは、日程第21、発委第2号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○事務局長（松田英明君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 提出者の趣旨説明を求めます。

産業経済常任委員長、阿部祐一君。

○経済産業常任委員長（阿部祐一君） 発委第2号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書について、発委案の朗読をもって趣旨説明といたします。

政府は深刻な米価下落対策に十分な対策を取らないまま、令和3年11月19日、新たに26万トンの主食米生産数量を削減する計画を発表した。同時に、令和4年産から水田活用の直接支払交付金を見直すことを発表した。

その内容は、一つ、水路や畦畔がなく、令和4年度から5年間、水張りが行われない農地については、令和9年度以降交付の対象としない。二つ、多年生作物、牧草に対する支援は従来全ての飼料作物について10アール当たり3万5,000円交付されていたが、令和4年度からは当年産において播種を行わず収穫を行うものは、10アール当たり1万円に減額する。三つ目、飼料用米の複数年加算10アール当たり1万2,000円を廃止するというものである。

これが実施されれば、永年性作物や牧草地利用など兼作に協力してきた農家への打撃は計り知れず、作物が作りづらくなり、遊休荒廃地が増え、条件不利地の離農を促進するものである。長年、減反に協力してきた農家を交付金の対象から排除することは、生産調整に協力し、転作作物の生産拡大に取り組んでいる農家に対する重大な裏切りであり、水田・日本農業を維持できなくさせるものであり、到底受け入れられません。政府自身が掲げる食糧自給率45%の目標達成に逆行するものであります。今なすべきことは、農政の流れを根本から転換し、米からの転作対応にとどまるのではなく、水田・畑地にかかわらず、農地が維持され、多面的機能が一層発揮され、農業生産の発展と食糧自給率の向上が達成できるようにすることである。

以上の趣旨に基づき、下記の事項について強く要望する。

記

1、水田活用の直接支払交付金の見直しを行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月11日、住田町議会議長、瀧本正徳。

意見書を提出する機関は、衆議院議長様ほか関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

○議長（瀧本正徳君） 原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、発委第2号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書を採決します。

発委第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、発委第2号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発委第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第22、発委第3号 ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議決議を議題とします。

職員に発委案を朗読させます。

○事務局長（松田英明君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、佐々木春一君。

○議会運営委員長（佐々木春一君） 発委第3号 ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議決議について。このことについては、本議会中に議員各位の声を受けて、抗議決議文の内容については、議会運営委員会において吟味したものであります。

それでは、朗読をもって提案説明といたします。

ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議決議。

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。軍事作戦はウクライナ全土に及び、民間人を含む多数の人々が犠牲になっている。このことは国際社会の平和と安全を著しく損なう。断じて容認することができない暴挙であり、武力を背景とした現状変更への試みは、明白な国際法違反で断じて看過できない。住田町は「非核と平和のまち宣言」（昭和60年8月）を制定し、平和と尊い財産を次の世代に届けるという理念に基づき、世界の恒久平和の実現を希求している。

よって、本議会はロシアに対し、軍による攻撃やウクライナの主権侵害、核兵器の使用を示唆する発言に断固として抗議するとともに、軍を即時撤退させるよう国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、国においては、在留邦人の安全確保を図り、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシアに制裁措置の徹底と強化を行うとともに、我が国への影響対策について万全を尽くすよう強く求める。

上記のとおり決議する。

令和4年3月11日、住田町議会。

以上、提案申し上げましたので、議員各位の御賛同を心からお願いをいたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

○議長（瀧本正徳君） 原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、発委第3号 ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議決議を採決します。

発委第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、発議第3号 ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（瀧本正徳君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第21回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後0時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員